静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教(以下「教員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第2条 教員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職)

第3条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 2020 年4月1日から 2022 年3月31日までに教員として採用された者であって、2020 年3月31日において62歳以上のものに対する第2条の規定の適用については、同項中「年 齢65年」とあるのは、「2020年3月31日における当該教員の年齢の年数に4年を加えた 年齢の年数」とする。